

令和 7 年 3 月 31 日付け県公報号外第 28 号静岡県人事委員会規則第 7－1315 号（地域手当に関する規則の一部を改正する規則）中、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から 4	<u>認める場合</u>	<u>定める割合</u>
4	下から 1	<u>第 2 項</u>	<u>第 1 項</u>
5	下から 13	<u>第 2 項</u>	<u>第 1 項</u>
10	上から 16	「規則」	「新規則」
11	上から 7	この規則による改正後の	新
11	上から 7	同規則第 4 条	同条
11	上から 16	この規則による改正後の	新
11	上から 17	同規則	新規則